

藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所から排出される温室効果ガスの削減を図るため、省エネ設備導入事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、市内に事業所を有する法人及び個人とする。ただし、会社及び個人にあっては、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者に限る。

3 この要綱において「省エネ設備導入事業」とは、市内の事業所の既存の設備を更新し、導入前の設備と比較して温室効果ガス排出量を5パーセント以上削減する設備を導入する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市長が別に指定する静岡県が交付する補助金（以下「併用補助金」という。）の交付決定を受けた中小企業者等とする。

2 設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、施設所有者等を代表補助対象者とし、補助対象設備等の貸付を行う者（以下「リース事業者」という。）を共同補助対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象は、省エネ設備導入事業に要する経費のうち併用補助金の規定で定める補助対象経費であって、設備の購入又は借受、設計及び工事に要する経費とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象経費から併用補助金の補助金額を差し引いた額の4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1事業者当たりの上限は、50万円とする。

(交付の申請及び実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする中小事業者等は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の 1 月末日までに、市長が別に定める書類を添えて補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

（交付決定）

第 7 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

（交付の条件）

第 8 条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の 20 パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5 年間保管しなければならないこと。
- (7) 設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、リース料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を提出しなければならないこと。

(変更(中止)承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の変更又は中止の承認を受けようとするときは、市長が別に定める書類を添えて変更(中止)承認申請書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更(中止)承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更(中止)承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第13条 設備導入をファイナンスリース契約で行う場合、補助金の支払いはリース事業者へ行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。